

飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者のヘルメット着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則(昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、65歳以上の者(当該年度中に65歳に達する者を含む。)又は小学校6年生から高校3年生までに相当する年齢にある者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。ただし、未成年者については、保護者(親権者、未成年後見人その他の者で当該未成年者を現に監護する者をいう。第4条第2項において同じ。)が市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となるヘルメットは、補助対象者が自転車に乗車する際に着用する自転車用ヘルメットであって、令和5年4月1日から令和7年2月28日までに購入した新品かつSG基準に適合するものとして認証を受けたもの又はこれに相当する安全基準を満たしていると市長が認めるものとする。

2 補助金の対象となる経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助金の対象となる経費	補助金の額
2,000円を超えるヘルメットの購入に要する経費(配送料及び消費税を含む。)	2,000円

3 第1項の規定にかかわらず、本市に転入した補助対象者が転入日前に購入したヘルメットは、補助金の対象としない。

4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットを購入した日及び購入価格が確認できる領収書又はそれらの事実が確認できる書類
- (2) ヘルメットの安全基準が確認できるもの
- (3) 補助金の振込先金融機関の預金通帳の写し
- (4) 補助対象者の身分を証明するものの写し

2 補助対象者が未成年者である場合は、その保護者が当該補助対象者に代わり前項に規定する申請を行うものとする。

3 前2項の規定による申請は、ヘルメットを購入した日から30日以内に行わなければならない

ない。

(交付決定)

第5条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに購入したヘルメットに係る第4条第3項の規定の適用については、同項中「ヘルメットを購入した日」とあるのは「この要綱の施行の日」とする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(様式第 1 号) (第 4 条関係)

飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請 (請求) 者

住 所

氏 名

印

電 話

ヘルメットの使用者

氏 名

飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請 (請求) します。

なお、この補助金の交付の審査に当たり、必要に応じ、市税等の納付状況及び住民基本台帳の記録について、職員が閲覧することに同意します。

購入年月日	年 月 日			
購入価格 (配送料及び消費税を含む。)	円			
交付申請額 (請求額)	金 2, 0 0 0 円			
振込先金融機関	金融機関名		支店・支所名	
	口座種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義人			

- (添付書類)
- ヘルメットを購入した日及び購入価格が確認できる領収書又はそれらの事実が確認できる書類
 - ヘルメットの安全基準が確認できるもの
 - 振込先金融機関の預金通帳の写し
 - ヘルメットの使用者の身分を証明するものの写し

(様式第 2 号) (第 5 条関係)

飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

飯山市指令 第 号
年 月 日

申請者 様
(使用者 様)

飯山市長 印

年 月 日付で申請（請求）のあった飯山市自転車用ヘルメット着用推進事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 不可

2 交付決定額 金 2, 0 0 0 円

3 不可の理由